

行動計画の未策定状況に対する所管府省の対応について

参考資料1-2

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和5年度中の策定予定数	今後の対応
こども家庭庁	福祉	障害児福祉	一部事務組合等	5 (13)	3	策定の見込みがたっていることから、必要に応じて、ヒヤリングを行う等、状況確認を行う。
総務省	消防関係施設	—	一部事務組合	9 (266)	8	令和5年8月9日に、各消防本部に対して通知を発出し、改めて策定を依頼したところ。策定が遅れている団体に対しては、各自治体担当者が集まる会議等の機会をとらえ、早期に計画策定に着手するよう促す。
			広域連合	1 (22)	1	
厚生労働省	医療	病院	一部事務組合等	10 (85)	5	引き続きフォローアップ調査して現状を把握しながら、要因等を分析し、必要な対応を検討していく。
	福祉	障害福祉	一部事務組合等	4 (18)	2	主管課長会議等において計画策定を働きかけるとともに、必要に応じてヒアリングを行う等状況確認を行う。
		老人福祉	一部事務組合等	1 (84)	0	民間移譲する可能性はるが、今年度中に厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)を周知し、引き続き策定要請を行う。
環境省	廃棄物	一般廃棄物処理施設	一部事務組合	18 (460)	13	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において計画策定を働きかけるとともに、事務連絡等を送付し策定作業を進めるよう働きかけてきたところである。 ・未策定組合に対する個別のヒアリングを今年度も実施する予定である。 ・循環型社会形成推進交付金における交付要件化も視野に、引続き働きかけの強化を検討していく。

※令和5年3月31日時点において行動計画の策定が完了していないと回答した主体数。()内は策定対象総数。
 この他、東日本大震災による影響等により策定が完了していない地方公共団体がある。